

副 本

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社グローバルダイニング

被 告 東 京 都

証 拠 説 明 書 (2)

令和3年7月9日

東京地方裁判所民事第42部A合戻係 御中

被告指定代理人

松 下 博 之 

同

加 登 屋 敏 

同

石 澤 泰 彦 

同

井 上 安 曜 

略語等は答弁書、被告準備書面の例による。

号証	標 目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立 証 意 旨
乙 32	法律解説〔国会・内閣〕新型インフルエンザ等対策特別措置法（法令解説資料総覧372号）	H25(2013) 6.25 写 し	第一法規株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 特措法制定時の法律解説 特措法45条3項の「新型インフルエンザ等緊急事態において」とは、同法32条1項の緊急事態宣言の期間内であり、かつ、同条5項による緊急事態解除宣言が発出されていないことをいうものであること
乙 33	新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台（案）	H24. 1 写 し	内閣官房新型インフルエンザ等対策室	<ul style="list-style-type: none"> 同上
乙 34	第180回国会衆議院内閣委員会議録・第5号	H24. 3. 23 写 し	衆議院	<ul style="list-style-type: none"> 特措法制定の際の国会審議の内容 国の緊急事態宣言は、特定都道府県知事に対して、特措法第4章の緊急事態措置をすることの権限を付与することであること。
乙 35	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言	R2. 5. 26 写 し	新型コロナウイルス感染症対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月7日に発出された第1回目の緊急事態宣言では、延長された同年5月31日の期限に先立ち、同年5月25日に「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため」として同日をもって緊急事態が終了した旨が宣言され、特措法32条5項に基づき解除されていること。
乙 36 の 1	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（第36回 令和3年3月12日）抜粋	R3. 3. 12 写 し	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月12日に実施された都モニタリング会議の資料
乙 36 の 2	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（第37回 令和3年3月18日）抜粋	R3. 3. 18 写 し	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月18日に実施された都モニタリング会議の資料 「感染状況・医療提供体制の分析（3月17日時点）」において、新規陽性者数の増加比は100%を超え、今後、変異株等により急速に感染の再拡大が起こる可能性があるとの分析が示されていること等。

乙 36 の 3	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（第38回 令和3年3月25日）抜粋	写し	R3. 3. 25	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月25日に実施された都モニタリング会議の資料
乙 36 の 4	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（第43回 令和3年4月28日）抜粋	写し	R3. 4. 28	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月28日に実施された都モニタリング会議の資料 ・ 第2回の緊急事態宣言の期間終了後も引き続き新規陽性者数の増加傾向が続いていること（【感染状況】①－1 新規陽性者数・増加比）等。 ・ 「感染状況・医療提供体制の分析（4月27日時点）」において、新規陽性者数が継続して増加しており、第3波を超える急激な感染拡大が危惧されるとの分析が示されていること。
乙 37	新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）（令和3年3月18日）会議資料抜粋	写し	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月18日に実施された政府対策本部の会議資料 資料1「厚生労働省提出資料」（令和3年3月17日厚生労働省アドバイザリーボード「直近の感染状況の評価等」を含む）、資料2「基本的対処方針等諮問委員長提出資料」、資料3「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」、資料5－1「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）」、資料5－2「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（案）」。 ・ 3月17日の厚生労働省アドバイザリーボードでは、「直近の感染状況の評価等」において、他地域と比べても高い水準で、東京と埼玉では増加の動きが見られるとの感染状況が指摘され、近畿圏含め、都市部では、既にリバウンドが生じ始めているのではないかとの分析が示されていること。
乙 38	新型インフルエンザ等対策有識者会議・基本的対処方針等諮	写し	R3. 3. 18	基本的対処方針等諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月18日に実施された基本的対処方針等諮問委員会の議事録 ・ 出席した構成員及びオブザーバーか

	問委員会（第15回）議事録				<p>ら、緊急事態宣言の解除（正確には終了）については賛成するものの、感染状況については下げ止まりないし微増の傾向があることから、感染拡大防止に向けた継続的な取り組みの必要性は依然として無くなっていないことについての注意喚起がなされたこと</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療提供体制について、新型コロナあるいは感染症対応の医療の提供は必要であるが、そのことによりコロナ以外の医療に大きなしわ寄せがあり、本来提供できた医療ができなくなる等の専門家の意見が述べられていること
--	---------------	--	--	--	--